

# 1. 募集住宅の概要

## I. 北芝住宅

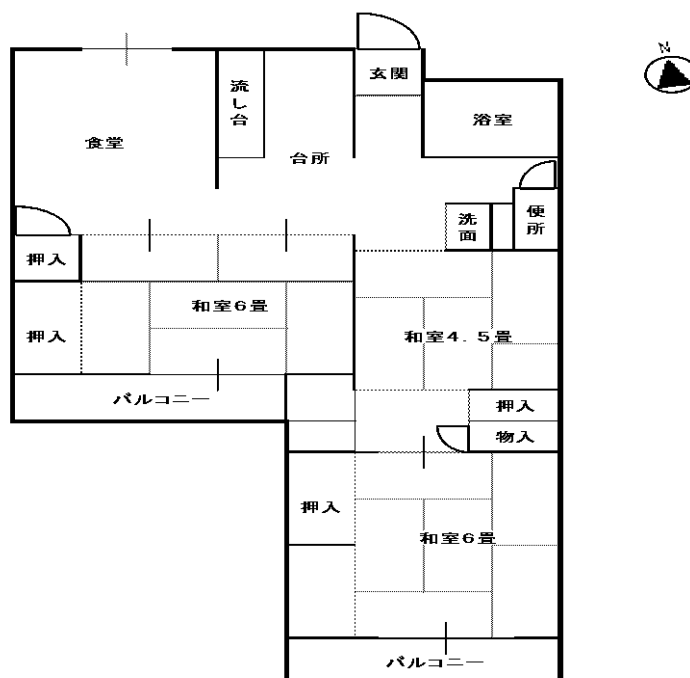
### (1) 住宅概要

- ・ 団地名 北芝住宅 A棟403号
- ・ 所在地 箕面市萱野一丁目22番
- ・ 交通 阪急バス「萱野三平前」バス停 徒歩約6分  
阪急バス「かやの中央」バス停 徒歩約7分
- ・ 規模・構造 鉄筋コンクリート造 4階建て  
※エレベーターはありません。
- ・ 建設年度 昭和46年度

### (2) 付近見取り図



### (3) 住宅の参考間取り



#### (4) 募集区分及び戸数、家賃

募集区分	北芝住宅（4階） 一般世帯	
募集戸数	1戸	
募集住戸	A棟403号	
規模	3DK (66.23㎡)	
家賃は毎 年度変わ ります。 ※P13 収入区分 表参照	I	19,500円
	II	22,500円
	III	25,700円
	IV	29,000円
	V	33,200円
	VI	38,300円
	VII	44,400円
敷金	入居時家賃の3ヶ月分	
入居補欠者	2名	

## 2. 申込資格等

市営住宅に応募されるかたは、申込み時において、**申込資格の全ての条件を満たしていなければなりません。**

◇◇◇ ご 注 意 ◇◇◇

- 1) 入居までに入居資格に該当しなくなったときは、入居できません。
- 2) 親族とは配偶者並びに6親等以内の血族及び3親等以内の姻族のことをいいます。
- 3) 暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

### ① 同居または同居しようとする親族があるかた

婚約者のあるかた(婚約証明書の提出が必要です。)も申込むことができます。

単身での申込資格に該当されるかたは、単身で申込むことができます。

14ページの「単身申込資格」に該当されるかたは、単身で申込むことができます。

### ② 収入基準に合うこと (入居予定者全員の収入が対象です。)

・法令により収入基準が定められていますので、下記の収入基準表を参考として収入基準が適合するかどうか確かめてください。

・入居者全員の収入が対象です。

■ **計算後の月収額【(入居世帯全員の総所得－控除額)÷12】が158,000円以下のかた**が申込むことができます。

■ **計算後の月収額が158,000円を超えるかたでも、15ページの高齢者、障害者等の「裁量世帯要件」に該当するかたは、計算後の月収額が259,000円以下のかたであれば申込むことができます。**

■収入基準表（同居(扶養)親族控除のみ考慮）

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
給与所得者の場合	2,967,999円 (4,563,999円)以下	3,511,999円 (5,035,999円)以下	3,995,999円 (5,511,999円)以下	4,471,999円 (5,987,999円)以下
年金所得者の場合	3,028,015円※ (4,580,014円)以下	3,534,682円 (5,027,072円)以下	4,041,349円 (5,474,131円)以下	4,495,308円 (5,921,190円)以下
その他の所得者の場合	1,896,011円 (3,108,011円)以下	2,276,011円 (3,488,011円)以下	2,656,011円 (3,868,011円)以下	3,036,011円 (4,248,011円)以下

※ 65歳以上のかたは3,096,011円

- ・収入基準表は、収入のあるかたが1人だけと仮定し、同居(扶養)親族控除のみ考慮して計算したものです。他に各種控除がありますので、**17～21ページ**を参考に基準に合うかどうか確かめてください。  
特に、2人以上のかたに収入がある場合は、各人の所得の合計がその世帯の所得になりますのでご注意ください。
- ・（ ）内は裁量階層の金額です。**15ページ**の裁量世帯要件を参照してください。

③ 家賃及び敷金を支払うことができるかた

- ・給与収入・各種年金・事業所得などの収入がなければなりません。なお、家賃及び敷金の額については、**2ページ**の住戸の家賃等をご覧ください。

④ 保証人があるかた

- ・保証人は、入居者と同程度以上の収入のあるかたが**1名**必要です。

⑤ 現に住宅に困っておられるかた

- ・借りている住宅が古く傷んでいる、災害の危険がある、通勤に不便、他の世帯と同居している、住宅が狭い、設備が不十分、正当な理由による立退きの要求を受けている、家賃が高い、高齢者世帯と親族との同居を希望など。
- ・同居されるかたを含め持家のかた、または現在箕面市の市営住宅にお住まいのかたは原則として申し込めません。

⑥ 申込本人が箕面市内に住んでいるか、勤務しているかた

- ・住民票の写しや、在職していることが確実であることを証明する書類が資格審査時に必要です。

⑦ 過去に箕面市営住宅に居住していたかたについては、不正な使用（無断退去・滞納など）をしたことがないこと

倍率の優遇措置

福祉的視点や住宅困窮度等によって当選倍率を2～5倍の優遇を行います。  
詳しくは、11～12ページの**資料1**をご覧ください。

### 3. 申込みの無効・失格

---

次のような場合は申込を無効とします。受け付けたあと当選しても失格となります。

- (1) 申込書などに不正の記載があったとき。
- (2) 入居申込資格がないとき。（収入基準を満たさないかた、世帯構成が入居資格に当てはまらないかたなど）
- (3) 1世帯（婚約者との申込みも1世帯とする）で2通以上申込み（重複申込）したとき。
- (4) 入居手続き時の必要条件を満たせなかったとき。
- (5) 申込本人及び同居しようとするかたが暴力団員であるとき。

## 8. ご 注 意

---

- (1) 入居のときに申込書に記載したかた全員が原則として同時に入居できることが必要です。
- (2) 申込み後、同居親族に変更（死亡・出生の場合は再審査を行います。）があった場合は入居できません。
- (3) 市営住宅では、犬や猫などの動物を飼うことはご近所の迷惑となりますので、飼うことはできません。
- (4) 入居後は、“市営住宅のしおり”を厳守していただきます。
- (5) 婚約者との申込みの場合は婚姻後直ちに「婚姻届の受理証明書」を提出していただきます。婚約者が変わった場合は無効、失格となり、入居できません。
- (6) 優遇要件等、入居申込に関する年齢は平成29年12月15日時点での満年齢です。
- (7) 箕面市では、市営住宅の入居者等の安全と平穏を確保するため、申込者や同居者が暴力団員である場合には入居資格を認めません。  
このため、当選された場合には、本人及び同居者が暴力団員であるかどうかについて箕面警察署に照会しますので、入居者及び同居者は同意していただいたうえでお申し込み下さい。